

勝浦町農業委員会 告示第9号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、別段の面積（下限面積）を次のように定める。

令和3年7月26日

勝浦町農業委員会  
会長 小山 善昭



農地法施行規則第17条第1項の適用について

区 域	下限面積
町内全域	40 アール

農地法施行規則第17条第2項の適用について（筆指定）

指定地番	下限面積
大字生名字北33、大字生名字北34	0.01 アール (1 m <sup>2</sup> )